熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備 基本構想・基本計画　概要版

前提条件

■社会潮流、新施設の整備の背景

＜社会潮流＞

【子育て分野】
・家族形態の変化、共働き世帯の増加、地域コミュニティ意識の希薄化
・保護者の育児に対する孤立感や不安感、ストレスなどの増大
⇒総合的な支援、切れ目のない支援を提供する体制の構築、関係機関との連携強化が急務

【保健分野】
・医療・介護など社会保障費の増加
⇒生活習慣病対策の充実・強化や新たな健康課題に対する適切な取り組みが必要
⇒保健業務の統合・見直しによる、利用者の生活環境や家庭環境に応じたきめ細かなサポートが必要

＜新施設の整備の背景＞

【児童施設】
・除却が予定されている児童館の受け皿となる施設として、全ての児童が利用できる施設の整備
・社会全体で子どもを育てる環境の整備

【保育所】
・耐用年数を超過した保育所への対応
・ニーズにあった多様な保育の推進
・より効率的・効果的な保育所運営の推進

【保健施設】
・耐震性に課題のある施設の更新
・利用者が感じる分かりにくさの解消や業務の効率化の必要性の高まり
・母子保健分野における関係機関との連携の強化

■新施設が訴求する政策的・地域的課題

＜政策分野から見た課題＞

【子育て・保育分野】
・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
・相談機能の強化
・多様な保育の推進
・保育所（園）及び放課後児童クラブ等の計画的な整備による待機児童ゼロの達成

【保健分野】
・健康づくり事業への関心や健康診査の受診率の向上
・適切な初期救急医療体制の確保

＜地域的観点からみた課題＞

・蚕業試験場跡地の地域の活性化への貢献
・小学校・中学校・高等学校が多く立地する特性を生かした交流活動の活性化
・公園や一息つけるカフェなどの店舗の不足
・施設利用者の利便性を確保するための公共交通ネットワークの整備

■ニーズの把握

＜施設の利用者ニーズ＞

【施設全般】
・開館曜日など利用制限の少ない施設
・相談業務のワンストップ化や遊びの場

【（仮称）こどもセンター】
・子どもの遊び場（天候に左右されない屋内施設）の設置

【（仮称）中央保育所】
・緊急時等の一時入所機能（一時預かり）の導入

【（仮称）保健センター】
・健康づくりをサポートする体制の充実
・子育てに関して気軽に相談できる場の提供

【休日・夜間急患診療所】
・初期救急医療体制の確保

＜施設の運営者ニーズ＞

【施設全般】
・子育て支援の核となる施設
・子どもたちと保護者が安心して楽しく過ごせる場
・子育て世代包括支援センター、ファミリーサポートセンター、保育コンシェルジュの導入などによる相乗効果

【（仮称）こどもセンター】
・子どもが安全に安心してのびのびと遊べる環境

【（仮称）中央保育所】
・安心して子どもを預けることができる施設

【（仮称）保健センター】
・健康で自立した生活が長く続けられる支援の充実
・事務の効率化

【休日・夜間急患診療所】
・初期救急医療体制の充実

先行事例

■整備動向

【導入機能】
・子育て支援機能：
　・交流の場・遊び場の提供とあわせて、相談機能を導入している事例が多い
　・小学生、中学生、高校生の居場所づくりを行っている事例も存在
・保育機能：通常保育や延長保育のほか、一時預かりや休日保育を導入
・保健機能：健（検）診の受付や保健指導などを導入している事例が多い

【運営時間】
・周辺への配慮や利用ニーズの有無を把握したうえで、適切な閉館時間を設定

【運営方法】
・民間運営がなされている機能：スーパーやカフェのほか、保育所など
・子育て支援機能に、指定管理者制度などが積極的に導入されている事例：子育てや学習の相談事業、遊び場、保育所などに導入

確保すべき機能の方向性

果たすべき役割	確保すべき機能の方向性
子どもがのびのびと過ごせる環境づくり	・全ての子どもたちが、家族や友人と一緒に来て、自由に遊び、学び、体験できる機能の充実 ・天候に左右されずにのびのびと過ごせる環境づくり
子育ての悩みや心配の解消につながる機能の充実	・子育てに関するあらゆる悩みや心配事を気軽に相談できる場と、遊びの場・学びの場機能の集約 ・各種相談に関する総合案内機能の付加の検討 ・保護者同士が自然にコミュニケーションを取ることのできる環境づくり
保育を必要とする保護者に寄り添い、多様なニーズに応える保育機能の強化	・一時預かりや特別な支援が必要な児童の預かりなど、保育を必要とする保護者のニーズに応える預かり機能の充実 ・（仮称）こどもセンターの機能導入にあたっては、託児付きワーキングスペースなど、子育てと仕事を両立できる機能の付加の検討
健康づくりの推進	・市民の主体的な健康づくりの支援 ・社会全体で個人の健康を支え、守る環境づくり
初期救急医療機能の充実	・適切な初期救急医療機能の充実

基本理念

安心できる子育て環境と健やかな暮らしを支える拠点
～のびのび　すこやかに～

新施設の考え方、施設計画

整備する施設の名称	新施設の考え方		施設計画		
	導入機能の考え方	管理運営の考え方	配置計画	外観計画等	配置
（仮称）こどもセンター	・子育て支援機能として、未就学児から高校生までの子どもの遊び場・学び場を新設 ・子育て世代包括支援センターを設け、専門知識を有するコーディネーターを配置し、母子保健型（母子手帳の交付、妊娠中及び出産後の相談など）及び基本型（子育ての悩みや心配事相談、各種相談窓口への案内、子育て支援サービスの紹介など）の機能を提供 ・妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、関係機関と連携して、切れ目のない包括的な子育て支援を実施 ・地域子育て支援拠点事業や子育てサークル活動などの機能を提供	・民間事業者に委ねることを検討 ・維持管理においても、施設運営と一体的に、民間事業者に委ねることを検討	【アクセス】 ・南側道路からの出入りは歩行者・自転車に限定 ・車両は、東側・西側道路からアクセス ・ゆうゆうバスは、東側道路からアクセス 【敷地の分割数】 ・全ての施設を１敷地、または（仮称）中央保育所を別敷地として２敷地に分割 【建物の棟数】 ・（仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを一体の建物、または機能別に２棟に分棟 ※２棟とする場合、渡り廊下などにより屋外で接続 ・（仮称）中央保育所は、独立の建物 ・休日・夜間急患診療所は、独立の建物 【その他】 ・敷地内通路の工夫や誘導看板等の設置 ・歩車分離に配慮 ・可能な範囲で外構に既存樹木を活用 ・近隣住民のためのウォーキングコースを整備 ・将来、学童保育棟（平屋建て建築面積 600 ㎡程度）を増築できるスペースを敷地内に確保 ・受変電設備などの重要設備は２階以上の高さに設置	・周辺住居への日影の影響に配慮した位置、高さ ・複合施設として統一感があり、周辺環境になじむ計画 ・明るい印象を与え、周辺環境と調和する外壁の色や仕様 ・県内産木材の積極的な採用を推奨し、やすらぎとぬくもりのある健康的で快適な空間づくり	・計画地の中で最も石原小学校に近い北西に配置 ・（仮称）こどもセンターと屋外広場が一体的に利用できるよう、屋外広場に面して施設を配置
（仮称）中央保育所	・保育所機能として、既存施設で実施している通常保育・延長保育に加え、一時預かりを実施 ・保健・福祉等の関係機関と連携し、障害児保育の拡充について検討	・引き続き直営 ・維持管理においては、他機能と一体的に民間事業者に委ねるかを個別業務ごとに検討			・単独で接道、給排水などのインフラ引き込みの計画が可能な位置として、計画地の南東に配置
（仮称）保健センター	・行政機能・保健機能をあわせて一元的な保健サービスを提供				・（仮称）こどもセンターと一体の建物とする計画においては、計画地の中で最も石原小学校に近い北西に配置 ・（仮称）こどもセンターと機能別に分けて２棟とする計画においては、休日・夜間急患診療所とのアクセスの良い北東に配置
①行政機能	・行政機能として、保健事業及び市民の健康づくり事業の企画及び推進、地域医療の推進、健康に関する計画の策定などを引き続き提供				
②保健機能	・業務を集約し、市民に寄り添った、質の高い効率的な保健活動を実施 ・保健師の地区担当制の導入により、乳幼児から大人までの相談に対応できる体制を構築 ・各種がん検診や歯と口の健康診査業務、健康相談、健康教育、特定保健指導及び精神保健に関する事業や各種定期予防接種業務、乳幼児の健康診査、保健指導、発育・発達に関する相談などを引き続き提供				
休日・夜間急患診療所	・初期救急医療機能として、既存施設で実施している休日・夜間診療（比較的軽症な内科・小児科）を引き続き提供				・（仮称）保健センターと駐車場からのアクセスの良さを考慮し、北東に配置

（次頁に続く）

施設計画

整備する施設の名称	施設計画	
	諸室	規模
（仮称）こどもセンター	【未就学児から小学生までの児童向け】 ・大型遊具を整備したプレイルーム （全天候型の屋内遊戯施設） ・工作室 ・乳幼児ルーム ・軽体育室 ・子育て世代包括支援センター「くまっこるーむ」 ・ファミリーサポートセンター ・地域子育て支援拠点事業や子育てサークル等ができるスペース 【中学生から高校生向け】 ・ダンスや楽器練習などに利用可能な音楽室 ・自習室 【多世代向け】 ・調理室 ・会議室 ・多目的室　など ※乳幼児ルーム、会議室、多目的室１・２の設置を前提に、プレイルームなどについては使い方や規模、構成について民間事業者の提案を求める	・１階または２階建て ・延べ床面積 2,300 ㎡程度 ・屋外広場には体を動かして遊ぶ遊具のほか、テラスなどを整備
（仮称）中央保育所	・0 歳児から 5 歳児までの各年齢に応じた保育室及び一時預かり保育室 ・遊戯室 ・調理室 ・医務室 ・事務室　など	・1 階または 2 階建て ・延べ床面積 1,500 ㎡程度 ・概ね３歳児未満と３歳児以上の遊具を整備し、年齢に応じた屋外遊び場を確保 ※園庭から（仮称）こどもセンターの屋外広場へ直接アクセスできる出入口を設置
（仮称）保健センター **①行政機能** **②保健機能**	・相談室 ・会議室 ・多目的室 ・事務室　など	・１階または２階建て ・延べ床面積 2,300 ㎡程度
休日・夜間急患診療所	・受付 ・待合室 ・診察室 ・処置室 ・調剤室 ・事務室 ・隔離診察室　など ※諸室には手洗い場を設置	・1 階建て ・延べ床面積 320 ㎡程度

（前頁より続く）

施設計画等を踏まえ、①１敷地３棟案（p4 参照）、②２敷地４棟案（p5 参照）の配置検討図を作成

民間活力導入手法の導入範囲の整理

導入機能	設計	建設	維持管理	運営
（仮称）こどもセンター	**民間**	**民間**	**民間**	**民間**※１
（仮称）中央保育所	**民間**	**民間**	**民間**※２	公共
（仮称）保健センター	**民間**	**民間**	**民間**※２	公共
休日・夜間急患診療所	**民間**	**民間**	**民間**※２	公共

※１：子育て相談機能及び「くまっこるーむ」機能は公共の業務範囲とします。
※２：運営が公共の業務範囲となる施設の維持管理については、既存施設での維持管理の外部への委託範囲等を踏まえて決定します。

従来方式の概算事業費

■施設整備概算事業費

単位：百万円

区分	金額（税抜）
設計費・工事監理費	191
建物工事費	2,633
その他費用 （開発許可申請費、各種手数料、外構工事、備品調達費等）	511
合計	3,335

※（仮称）中央保育所備品購入費、（仮称）保健センター及び休日・夜間急患診療所の特殊備品購入費、引越費用は含みません。

■維持管理運営概算事業費

単位：百万円

区分	金額（税抜）
（仮称）こどもセンター 維持管理・運営費	75
（仮称）中央保育所 維持管理費	2
（仮称）保健センター 維持管理費	7
休日・夜間急患診療所 維持管理費	2
合計（年間）	86

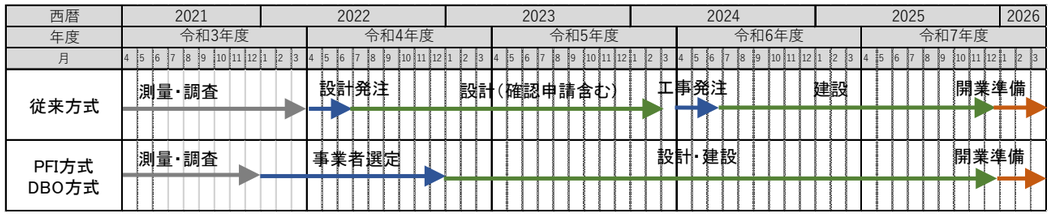
※光熱水費、消耗品費は含みません。
※（仮称）こどもセンター以外の３施設は、公共による運営を想定しているため、運営費は含みません。

事業手法の評価

・本市の財政負担削減をより重視するという観点から、新施設の整備においては**ＤＢＯ方式の導入が適切**

	従来方式	ＤＢＯ方式	ＰＦＩ（ＢＴＯ）方式
定性的評価	△	○	◎
定量的評価 （ＶＦＭの算定結果）	△	◎ 約３％	○ 約２％
民間事業者の評価 （市場調査の結果）	△ ２社/23 社	○ ８社/23 社	○ ９社/23 社
総合評価	△	◎	◎

整備スケジュール



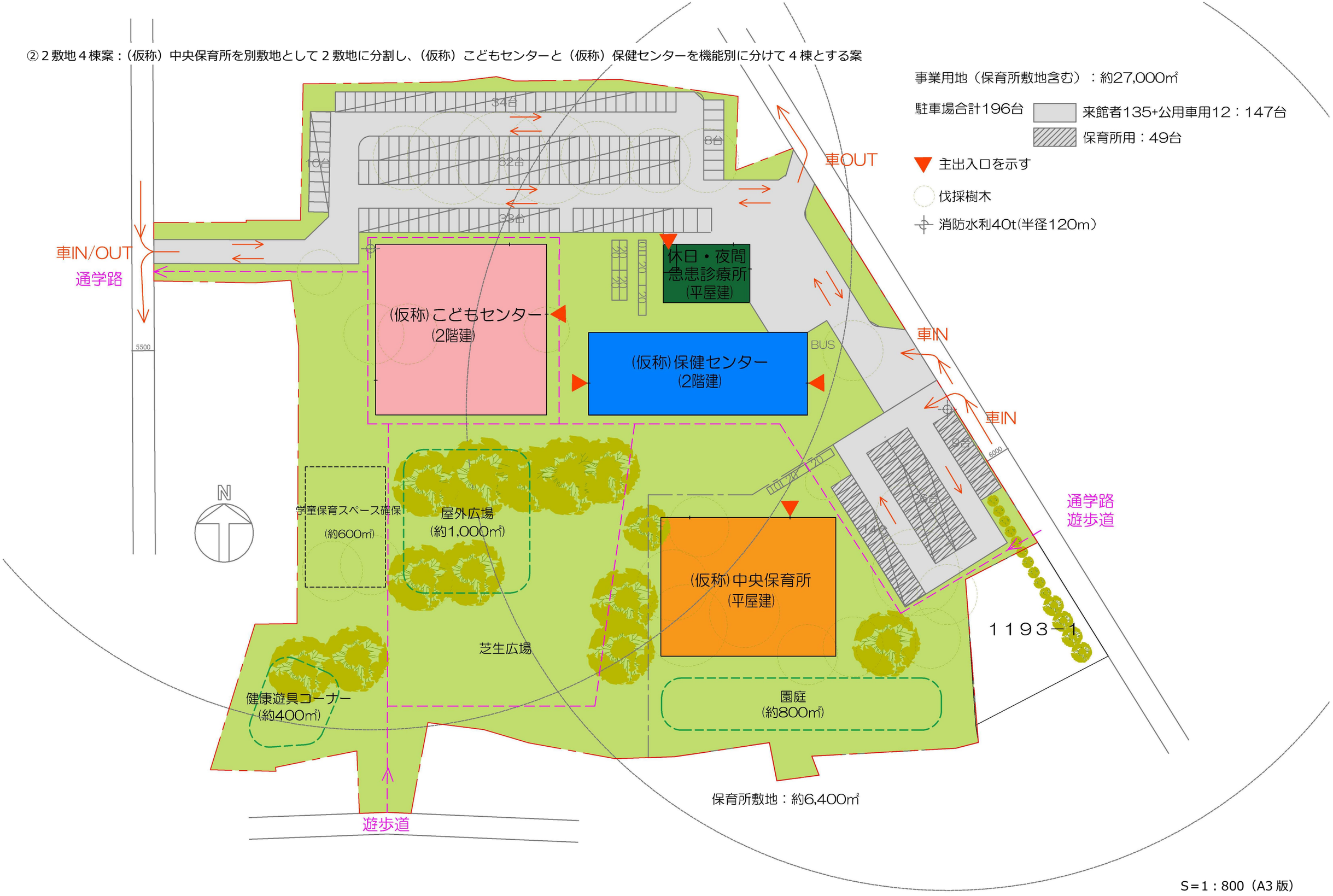
①１敷地３棟案：全ての施設を１敷地に計画し、（仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを一体の建物として３棟とする案



保育所敷地：約6,400㎡

S＝1：800（A3 版）

② 2 敷地 4 棟案：（仮称）中央保育所を別敷地として 2 敷地に分割し、（仮称）こどもセンターと（仮称）保健センターを機能別に分けて 4 棟とする案



S＝1：800（A3 版）